

1 国における戦後の戦没者等援護事業について

(1) 恩給法に基づく旧軍人等への恩給

- ・対象者
旧軍人及びその遺族
- ・内容
本人に対する給付
〔普通恩給（一定の年数以上在職した旧軍人に支給）
傷病恩給（戦争公務に起因する傷病により障害の状態となった旧軍人に支給）〕
遺族に対する給付
〔普通扶助料（普通恩給受給者の遺族）
公務扶助料（旧軍人が戦争公務傷病のために死亡したとき、その遺族に支給）等〕

(2) 戦傷病者及び戦没者遺族への援護

①戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護

- ・対象者
旧軍人、軍属及び準軍属並びにその遺族
〔軍人（恩給法に該当しない者）
軍属（国と雇用関係等にあった者）
準軍属（法令や命令等により軍人又は軍属の行う業務の補完的業務に従事した者）〕
- ・内容
公務上の戦傷病により障害を負った場合、本人に障害年金（または一時金）を、死亡した場合、遺族に遺族年金・遺族給与金及び弔慰金を支給

②戦傷病者特別援護法に基づく援護

- ・対象者
旧軍人軍属等であった者で、公務で一定以上の傷病を受け、戦傷病者手帳の交付を受けた者
- ・内容
療養の給付、補装具の支給及び修理等

③各種特別給付金支給法に基づく特別給付金

- ・対象者
戦没者の妻及び父母並びに戦傷病者の妻
- ・内容
戦傷病死により夫や子（孫）を失ったこと及び戦傷病により障害者となった夫の看護等による精神的苦痛を慰藉するための給付金の支給

④戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金

- ・対象者

先の大戦において公務傷病等により死亡した軍人、軍属及び准軍属の遺族

- ・内容

戦後 20、30、40、50、60 周年の機会に、基準日において戦没者遺族の中に恩給法における公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法における遺族年金等の受給権者が死亡等によりなくなった場合、他の遺族へ国債を支給。

(3) シベリア強制抑留者への援護

- ・対象者

旧ソ連邦又はモンゴル国の地域において強制抑留された者及び相続人

- ・内容

日本への帰還の時期に応じて、25 万円、35 万円、70 万円、110 万円または 150 万円の特別給付金の支給

(4) 原爆被爆者への援護

- ・対象者

被爆時に一定の地域にいた者、原爆投下後 2 週間以内に広島・長崎市に入市した者、被爆者の救護活動を行った者及びそれらの胎児で、被爆者健康手帳を交付された者

- ・内容

医療の給付、無料の健康診断、各種手当の支給

(5) 中国残留邦人等への支援

- ・対象者

戦後の混乱により日本に引き揚げることなく、中国または樺太に居住していた日本人及びその子ども並びにこれらに順ずる者

- ・内容

老齢基礎年金等の満額支給（保険料は国が負担）

老齢基礎年金等を補完する支援給付（収入が一定以下で生活保護にあたる世帯に対して、生活保護を上回る支援給付）

2 空襲等による被害者数

太平洋戦争による我国の被害総合報告書

（昭和 24 年経済安定本部総裁官房企画部調査課調べ）より

	全 国	川崎市
死 亡 者	299,485 人	1,001 人
重 軽 傷 者	344,820 人	1,524 人
行方不明者	24,010 人	0 人
合 計	668,315 人	2,525 人

3 空襲被災者等の主な国家賠償訴訟

(1) 名古屋空襲訴訟

- ・名古屋地裁 昭和 55 年 8 月 29 日→原告の請求を棄却。
- ・名古屋高裁 昭和 58 年 7 月 7 日→原告の請求を棄却。
- ・最高裁 昭和 62 年 6 月 26 日→原告の上告を棄却

【最高裁判決の要旨】

戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）は、旧軍人軍属等及びその遺族のみを適用対象者とし、一般民間人被災者を適用の対象から除外している点において、一般民間人被災者を対象として援護法と同等の立法をしなかった国会ないし国会議員の立法不作為などの違法を理由とする慰謝料等を請求した件につき、国家賠償法上違法の評価を受けるものではないとして棄却。

また、「戦争犠牲ないし戦争損害は、国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところというべきである。」したがって、「戦争犠牲ないし戦争損害に対しては単に政策的見地からの配慮が考えられるにすぎないもの、すなわち、その補償のために適宜の立法措置を講ずるか否かの判断は、国家の裁量的権限に委ねられるべき」とされた。

(2) 東京大空襲訴訟

- ・東京地裁 平成 21 年 12 月 14 日→原告の請求を棄却。
- ・東京高裁 平成 24 年 4 月 25 日→原告の請求を棄却。→ 原告は上告。

【訴訟の要旨】

東京大空襲による被害者及びその遺族らが、国が、被害者や遺族を救済しないで放置したのは違法であるとして、国に対して謝罪及び損害賠償を請求した件につき、その請求を棄却した第一審の判断を不服とした控訴がいずれも棄却。

(3) 大阪空襲訴訟

- ・大阪地裁 平成 23 年 12 月 7 日→原告の請求を棄却。
- ・大阪高裁 平成 25 年 1 月 16 日→原告の請求を棄却。→ 原告は上告。

【訴訟の要旨】

太平洋戦争後期の空襲による被災者等が、国が、憲法又は条理に基づく立法義務に違反し、上記被災者等を何ら救済せず放置したことは違法であるなどと主張して、国に対して損害賠償等を求めたところ、立法により太平洋戦争の被害について戦後補償を受けた者との関係で平等原則違反等があるとはいえず、上記立法義務があったとはいえないとして、上記被災者等の請求を棄却した第一審の判断を不服とした控訴がいずれも棄却。

4 全国空襲被害者連絡協議会作成「空襲被害者等援護法（仮称）」素案抜粋

（1）趣旨

法律の趣旨は、国の責任において行う、空襲等による被害者等に対する給付金等の支給の援護及び空襲等による被害の実態調査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（2）定義

「空襲等」の定義とは、昭和16年12月8日から昭和20年8月15日までの間に本邦（公海上の日本船舶を含む。）における航空機による爆撃または射撃、艦船からの砲撃、魚雷の発射、機雷の敷設その他の戦闘行為として政令で定めるもの

（3）援護

①援護の種類

障害給付金の支給、医療費等の支給、弔慰金の支給、特別給付金の支給。日本国籍を有しない者については、日本国籍者と同内容の援護を行うこととする。

②認定

援護を受けようとする者の請求に基づいて厚生労働大臣（都道府県知事）が行う。

③障害給付金の支給

空襲等により負傷または疾病にかかり、障害の状態となった者に対し、程度に応じて障害給付金を支給する。

④医療費等の支給

空襲等により負傷または疾病にかかり、障害の状態となった者に対し、戦争被害者手帳（仮称）を交付し、医療機関から医療を受けた時はその者に対して医療費を支給する。また、補装具の支給・修理を受けることができる。

⑤弔慰金の支給

空襲等により死亡した者の遺族に対し、弔慰金を支給する。

⑥特別給付金

空襲等により父母が死亡したことにより孤児（父母が死亡した日に未成年である者）となった者各人に対し、特別給付金を支給する。

（4）都道府県空襲等被害協議会（仮称）の設置

都道府県における給付金等の支給を受ける権利の認定その他援護に係る制度の円滑な実施を図る。

（5）被害の実態調査等

国は空襲等による生命身体及び財産に係る被害の実態を明らかにするため、調査・研究を行い、その結果を公表し、戦争犠牲による国民の理解を深めるため、追悼碑及び記念館の建設等必要な事業を行う。